四日市市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月4日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第3号

四日市市消防団規則の一部を改正する規則

四日市市消防団規則 (昭和41年四日市市規則第8号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(任命又は解任)	(任命又は解任)
第 6 条 (略)	第6条 (略)
2 団長は、第4条の規定にかかわら	
ず、階級の配置に不足が生じている場	
合には、消防団本部付きとして消防団	
<u>員を任命することができる。</u>	
3 前項の規定による任命に関する事項	
及び同項の規定により任命された消防	
団員の配置に関する事項は、消防団本	
部で協議し、決定するものとする。	

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(消防本部消防救急課)